

三重県歯科医師会「診療所歯科健診」について

- 実施期間 通年
- 対 象 被保険者、被扶養者（2回/年度）
- 健診料金 無料
- 健診項目

※年齢は、受診年度の満年齢

健診項目		内容
口腔診査		歯及び歯列、咬合、歯周組織、口腔軟組織の審査
口腔衛生指導		むし歯、歯周病疾患の予防法、ブラッシング指導、食事・生活指導
オプション (歯科医師が 必要と認めた 場合のみ)	歯冠クリーニング	対象部位：下顎前歯部 対象年齢：原則、16歳以上※
	フッ素塗布	対象部位：全顎 対象年齢：原則、15歳以下※
	歯ブラシ	—

●歯科健診の受診方法

- ①歯科健診は、三重県歯科医師会の会員診療所で受診してください。受診される際は、必ず事前に「デンソー健保の歯科健診」と予約をして受診してください。
会員診療所については、東海4県の歯科医師会サイト(<http://dental-checkup.site/>)でご確認ください
- ②受診当日は、健康保険証と歯科健診票と受診券をご持参ください。歯科健診票と受診券は、事前に、下記保管場所から入手してください。
- ③健診終了後、健診結果として歯科健診票をお渡しします。
- ④治療が必要な場合は、健診当日に治療可能です。ただし、保険診療の自己負担が発生します。治療前に、歯科医師から説明を受けてください。

＜歯科健康票保管場所＞ (株)デンソー 大安製作所 大安診療所
(株)デンソートリム 人事総務部総務室総務課(健康管理室)
(株)デンソーパワートレインテクノロジーズ 経営企画部
デンソー健康保険組合(下記問い合わせ先へご連絡ください)

☆初めて歯科健診を受診する際は、本用紙をご持参いただくことを、お勧めいたします。

【問い合わせ先】デンソー健康保険組合：外線 TEL0566-25-9623

Email: kenpo_jigyous@jp.denso.com

■三重県歯科医師会会員の健診歯科医療機関 各位

- 『請求書』は三重県歯科医師会様よりお受け取りください。
- 歯ブラシはオプションとなっております。
- 健診終了後、受診者に『歯科健診票4枚目』をお渡しください。
- 歯科健診票1枚目・2枚目と請求書を、翌月10日までに支部担当者へご提出ください。
- 健診当日から治療に移行できます。治療する場合には、ご本人に治療すること、治療に伴う負担金が発生することを伝え、了解を得てから治療してください。
- 健診当日から治療に移行した場合は、「初診料」の算定はできませんのでご注意ください。